

「府中市男女共同参画プラン（第2次）第1期実施計画」 <計画期間：平成24年度～平成26年度>

計画の項目		担当課名	施策の内容	今後の方向性
基本目標 1 男女共同参画の意識づくり				
重点目標 1 制度や慣行の見直しと意識改革に向けての啓発・普及の促進				
【施策の方向】 1. 広報・啓発活動の推進				
現行事業	○「広報ふちゅう」への特集記事の掲載	総務課	6月：男女共同参画週間（6/23～29） 11月：女性に対する暴力をなくす運動（11/12～25） 12月：人権週間（12/4～10）	継続
	○e. 街いきいきフォーラム（講演会等）		第2次プランの改定ポイントに沿った企画意図で講師選定を行い、特に30～40歳代の住民参加を促す事業内容にも取り組んでいる。平成26年度には、「人権啓発活動地方委託事業」の助成を受け、第1期実施計画の統括的な事業内容とする予定。	
	○e. 街いきいき塾（連続講座）		身近なテーマをバラエティに富んだ講師選定で行う連続講座。定員50名で、市内在住、在勤、在学の人を受講対象とする。平成25年度からは、エソールひろしま大学の「基礎講座」と位置付け、受講者に次のステップである「応用講座」、「専科」への受講を呼び掛ける。※「専科」は女性のみ	
新規事業	○第2次プラン計画書（冊子・概要版）の配布	総務課	冊子：行政・議会など関係機関90部、男女協議会構成機関100部、事務局10部 概要版：行政・議会関係機関450部、男女協議会構成機関1950部、事務局300部 ※事業所アンケート同封の概要版は事務局に含めた。	新規
	○第2次プラン啓発パネルの貸出		啓発パネル貸出要項（平成24年8月から） 対象：小中学校、高校、公民館等、町内会、企業など 内容：第2次プランを基に制作した、A1判、8枚、4色刷り	
【施策の方向】 2. 定期的な意識の把握				
現行事業	○男女共同参画に関する市民意識調査	総務課	平成22年度実施、平成23年度第2次プラン策定の基礎資料とした。次回は平成27年度実施、平成28年度第2次プラン見直し作業の基礎資料とする予定。	継続
	○男女共同参画に関する事業所アンケート		平成24年度に実施し、第2次プラン「第1期実施計画」策定の基礎資料とする。前回は平成19年度に実施した。	
重点目標 2 男女平等教育・人権教育の推進				
【施策の方向】 1. 生涯学習の充実				
現行事業	○男の料理教室	生涯学習課	公民館等の社会教育施設における人権に関する学習機会（参加体験型）の提供	継続
	○府中学びフェスタ		市民を対象とした人権に関する学習機会（講演会）の提供	
【施策の方向】 2. 人権教育の推進と市民啓発の充実				
現行事業	○人権教育の推進	学校教育課	平成23年5月に策定した「府中市人権教育・啓発指針」（基本方針）及び「府中市人権教育推進プラン」（実施計画）に基づき、一人ひとりが自らの人権だけでなく、他の人々の人権についても正しく理解し、権利の行使に伴う責任を自覚して、相互に人権を尊重しながら共存を図っていくことをテーマとして人権教育を推進していく。具体的には、①基本方針等の学校への周知②教育委員会等が主催する教職員研修③人権教育年間計画の作成など	継続
現行事業	○市民啓発の充実	総務課	【街頭啓発活動】 6月：男女共同参画週間（6/23～29）※フォーラム会場 11月：女性に対する暴力をなくす運動（11/12～25）※商業施設 12月：人権週間（12/4～10）※フォーラム会場・商業施設 【パネル展】 フォーラム会場・TAM企画展示ギャラリー	継続
【施策の方向】 3. 教育の場での男女格差の解消				
現行事業	○平成23年度・24年度文部科学省人権教育開発事業（2ヵ年事業）	学校教育課	「府中市人権教育・啓発指針」に基づき、人権教育を「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」とする定義のもと事業を推進する。学校における人権教育に関する指導方法の改善及び充実に資することを目的に実践的な研究を実施し、人権教育の一層の推進を図るものである。	平成24年度で事業終了
【施策の方向】 4. 性別にとらわれない教育・指導の定着				
現行事業	○平成23年度・24年度文部科学省人権教育開発事業（2ヵ年事業）※再掲	学校教育課	「府中市人権教育・啓発指針」に基づき、人権教育を「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」とする定義のもと事業を推進する。学校における人権教育に関する指導方法の改善及び充実に資することを目的に実践的な研究を実施し、人権教育の一層の推進を図るものである。	平成24年度で事業終了

基本目標2 あらゆる分野への男女共同参画の促進				
重点目標1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大				
【施策の方向】1. 審議会等への女性の参画拡大				
現 行 事 業	○審議会等への女性委員の参画：平成24年4月1日現在の審議会等数の女性委員は、502人中118人、割合は23.5%となっている。県内14市中7番目と例年中位で推移している。	全課	平成24年3月に策定した「府中市男女共同参画プラン（第2次）」では、平成33年度までに女性委員の割合を30.0%にすることを目標に定めている。団体等から選出する場合には、女性を推薦するよう、人選に当たっての配慮を全課に依頼している。※取組関係各課：医療国保課、企画財政課、児童課、まちづくり課、環境整備課、学校教育課、生涯学習課	継続
【施策の方向】2. 市、企業等での女性管理職登用促進				
新 規 事 業	○「男女共同参画府中市職員行動計画」の推進（平成24年4月施行）	人事秘書課	管理職等（係長職含む。）への女性職員の登用率を前年度より上昇させる。	新規
【施策の方向】3. 男女共同参画施策の専門窓口設置				
新 規 事 業	○男女共同参画施策（DV防止支援も含めた）専門窓口の設置	総務課	平成27年度を目途に、DV相談体制の整備（婦人相談員の配置を含む）を目標としている県と連携し、家庭相談員や児童相談員も配置する専門窓口の設置について、関係各課との協議を進める。	新規
	○「男女共同参画府中市職員行動計画」の推進（平成24年4月施行）※再掲	人事秘書課	行動計画に実施主体を明記することにより、担当課を専門窓口とする。行動計画全体の統括及び男女共同参画施策の総合窓口は人事秘書課とする。	
【施策の方向】4. 女性の人材育成と情報の提供				
現 行 事 業	○エソールひろしま大学受講料相当額の助成	総務課	男女共同参画推進事業の一環として、（財）広島県女性会議が行う、エソールひろしま大学関連講座（基礎講座・応用講座・専科）を受講する市内在住の満20歳以上の者に対して、受講料相当額を助成する。※「専科」は女性のみ	継続
新 規 事 業	○「男女共同参画府中市職員行動計画」の推進（平成24年4月施行）※再掲	人事秘書課	女性職員の人材育成を図るために、広島県自治総合研修センターの「女性職員ステップアップセミナー」等を活用する。また、女性職員の自主研修グループの活動事例等の情報提供を行う。	新規
重点目標2 家庭や地域における男女パートナーシップの確立				
【施策の方向】1. 男女がともに学べる環境づくり				
現 行 事 業	○マタニティクラスの開催	保健課	年3回、妊婦の希望者を対象に、妊娠や子育ての不安などに対応するため、説明・相談事業を実施している。男性パートナーも共に参加できるように取り組んでいる。事業は継続して実施し、男性パートナーへの呼び掛けも強化する。	継続
【施策の方向】2. 家庭や地域等への男性の参画についての広報活動の推進				
現 行 事 業	○広報「ふちゅう」への掲載	児童課	広報「ふちゅう」毎月1日号の子育てページに、「今月のイクメン」と4コマ漫画により、父親の子育て参加を促す啓発記事を掲載している。	継続

基本目標3 職場・家庭・地域で、男女が多様な生き方を選択できる社会づくり

重点目標1 女性が働きやすい環境づくり（女性のチャレンジ支援）

【施策の方向】1. 女性の再チャレンジ（再就職、起業等）の充実

現行事業	○母子家庭高等技能訓練促進費等事業 (資格取得中の生活不安解消のための給付事業)	福祉事務所	母子家庭の母の就職の際に有利、かつ、生活の安定に資する資格の取得に必要なカリキュラム受講の際、その期間中の生活不安を解消するため、訓練促進費を支給する。	継続
	○母子家庭自立支援教育訓練給付金事業 (資格取得費用の20%を給付)		母子家庭の母が対象講座を受講し教育訓練に要した費用の一部を支給する。	
	○母子家庭等日常生活支援事業		母子家庭等が疾病等の事由により一時的に生活援助・保育サービスが必要な場合、又は生活環境等の激変により日常生活を営むのに支障が生じている場合に家庭生活支援員を派遣するなどして、母子家庭等の生活の安定を図る。	
新規事業	○母子自立支援プログラム策定等事業		個々の母子家庭等の状況・ニーズに応じた自立支援プログラムを策定し、きめ細やかな支援を行う。	平成26年度以降 事業開始

【施策の方向】2. 女性の労働に対する適正な評価

現行事業	○男女雇用機会均等法の趣旨や男女平等意識の啓発	産業活性課	「勤労者福祉」の視点から、広島労働局（雇用均等室）が行う、①改正育児・介護休業法に沿った就業規則等の整備②一般事業主行動計画の策定とくるみん認定マークの取得の推進③両立支援助成金等について、連携して定着促進に取り組む。※啓発ポスター、チラシの掲示配架。制度説明会の開催。	継続
	○個々の企業が行う自主的かつ積極的な取組の支援			

【施策の方向】3. 質の高い多様な働き方を可能にする就職条件の整備

現行事業	○税務課の夜間窓口の開設	税務課	女性の社会進出に伴い、勤務時間の関係で納税が困難な場合があるため、毎週木曜日午後7時まで、納税や納税相談ができるように窓口を開設している。今後は、コンビニ納税に続き、全国の郵便局で納税できるよう納付書の改善に取り組む。	継続
------	--------------	-----	---	----

【施策の方向】4. 仕事と家庭の両立支援

現行事業	○ワーク・ライフ・バランスの普及啓発	児童課	ワーク・ライフ・バランスの市民への周知・啓発に努め、事業所に向けて、労働時間短縮や柔軟な勤務形態等の実態に即した啓発に努める。	継続
	○保育サービス等の充実		子育てにおける負担を軽減するため、多様な働き方に対応した各種保育サービスの充実、ファミリーサポート事業や子育て支援情報の充実を図る。	
新規事業	○「男女共同参画府中市職員行動計画」の推進 (平成24年4月施行) ※再掲	人事秘書課	育児、介護等を行う市職員が働きやすい職場環境を整備するため、制度の具体的な取得方法の周知や管理職をはじめとする市職員の意識啓発を行う。	新規

重点目標2 家庭や地域での男女共同参画

【施策の方向】1. 家庭や地域での男女共同参画の促進

現行事業	○パートナー支援事業	児童課	子育て中の父親を対象に、乳幼児期の子育てに関する理解促進のためのふれあい遊びの場をつくる事業を平成21年度から実施している。	継続
------	------------	-----	--	----

【施策の方向】2. ボランティア活動参画の促進

新規事業	○女性消防団員の育成・支援	総務課	府中市消防団では、女性特有のニーズや妊産婦等への心遣いを地域の防災活動に生かそうと、女性消防団員を平成24年5月に募集したところ、同年11月に初めての女性消防団員5名が誕生した。災害現場には出動しないが、火災予防の広報活動や訓練等への参加を主な活動内容としている。引き続き、地域防災に貢献する女性消防団員の加入促進及び支援を行う。	新規
	○空き家等活用推進事業に関わる業務委託	まちづくり課	NPO法人府中ノアンテナに次のとおり業務を委託した。 ・空き家の問題点、課題の整理から解決策の検討に関する業務 ・空き家活用のための提案パンフレットの企画制作 ・ホームページの企画制作 ・活動報告会、相談会の企画、広報及び運営に関する業務	

重点目標3 安心して子どもを産み育てることのできる社会づくり				
【施策の方向】 1. 子育て支援施策の充実				
現行事業	○各種保育サービス等の充実	児童課	子育てにおける負担を軽減するため、多様な働き方に対応した各種保育サービスの充実、ファミリーサポート事業や子育て支援情報の充実を図る。	継続
	○子育て支援ネットワークの整備・充実		要保護児童対策地域協議会の充実を図り、児童虐待等に関する早期発見・早期対応を行う。	
	○子育て支援拠点の充実		子育て支援センターを拠点とした各種相談事業、子育てサークル等の育成支援及び情報提供などを実施。	
	○市営住宅の整備（建替）	整美保全課	老朽化した市営住宅を建替える。現在は空家を順次解体し、用地確保に取り組んでいる。	
	○広島県福祉医療費公費負担制度（県・市各1/2負担） ・ひとり親家庭等医療制度	医療国保課	ひとり親家庭の親と子（18歳未満）が医療を受けた場合、自己負担分を公費で負担することにより、経済的負担の軽減と保健の向上を図る。 自己負担1日500円（通院4日、入院14日まで）	
	○広島県福祉医療費公費負担制度（県・市各1/2負担） ・乳幼児医療制度の拡充		乳幼児等に必要な医療を確保するため、乳幼児等の保護者の経済的負担の軽減を図り、疾病の早期発見と治療を促進し、乳幼児等の保健の向上と福祉の増進を図る。平成20年10月より市負担として小学1～6年生の入院を拡大した。 自己負担1日500円（通院4日、入院14日まで）	
	○母子家庭等日常生活支援事業（再掲）	福祉事務所	母子家庭等が疾病等の事由により一時的に生活援助・保育サービスが必要な場合、又は生活環境等の激変により日常生活を営むのに支障が生じている場合に、家庭生活支援員を派遣するなどして、母子家庭等の生活の安定を図る。	
○女性職員の産前休暇の確保と助長	人事秘書課	労働基準法第65条第1項の規定では、「使用者は、6週間（多胎妊娠14週間）以内に出産する予定の女性が休業を請求した場合において、その者を就業させてはならない」としている。現在、府中市では、事業所として産前休暇を出産予定日前8週間まで取得可能としている。今後も母性保護のための施策を行い女性にとって働きやすい事業所となるよう取り組む。		
新規事業	○養育支援訪問事業	児童課	育児不安・ストレス等を感じている母親など、養育支援を必要とする家庭を訪問し、指導・助言を行う。	平成26年度から事業開始
	○発達障害支援相談窓口の設置		平成25年度から、府中市保健福祉総合センター内に、こども発達相談係を設置し、保健課と協力して、乳幼児から義務教育期間終了時までの一貫した専門窓口体制を整える。	新規
【施策の方向】 2. 社会的支援を必要とする女性の支援				
現行事業	○保育料の軽減	児童課	保育料の適正な軽減に努めるとともに、保育料減免に関する基準を必要に応じて見直す。	継続
新規事業	○包括的な女性・子ども施策の導入	福祉事務所	平成27年度を目途に、働きながら子育てを行う女性の自立支援など、仕事を通じた自己実現と、出産・育児とが、両立できるような支援を行う機関の設立準備を進める。	新規
【施策の方向】 3. 「産婦人科、小児科」など、市内で出産し、夜間や休日でも救急医療に対応できる体制の整備				
新規事業	○府中市内での分娩・小児救急医療の再開	医療政策課	医師不足という厳しい状況の中、この府中地域に欠けている医療機能については、府中市だけでなく、福山市と神石高原町を加えた、福山・府中二次保健医療圏である福山・府中地域保健対策協議会において、引き続き検討する必要がある。	新規
重点目標4 国際社会への貢献				
【施策の方向】 1. 国際交流の推進				
現行事業	○親善交流事業	企画財政課	県立上下高校と中国浙江省平湖市職業中等专业学校日本語科の研修生3名の受け入れが10周年（平成14年～）を迎えた。この事業は、県教委が進める「県立学校海外交流推進事業」として姉妹校提携を結んでいる。NPO法人上下国際親善協会が受け入れを支援している。	継続
【施策の方向】 2. グローバル化への対応				
現行事業	○「外国語指導助手」（中学校の外国語科・小学校の外国語活動等）の配置（単年）※再掲	学校教育課	「外国語指導助手」の配置により、ネイティブスピーカーによる生きた英語に触れ確かな英語力と国際理解を深めてきた。また、児童生徒のコミュニケーション能力を養い、積極的に異文化に触れることにより、豊かな心を育み、国際社会に的確に対応できるグローバルな人材の育成に取り組んだ。	継続

基本目標4 女性の人権と母性が尊重される社会の構築

重点目標1 性の尊重と女性に対する暴力の根絶

【施策の方向】 1. ドメスティック・バイオレンス（DV）への迅速な対応と根絶

現行事業	○通常のDV相談業務	総務課	一時保護の必要性があると判断される場合は、府中警察署、西部子ども家庭センターと連携して対応する。それ以外は、東部子ども家庭センターに連絡し指導を受ける。特に、継続した生活支援が必要な場合は、DV防止支援ネットワークで連携し対応する。平成20年2月発行の「DV対応マニュアル」の改訂は、法改正の都度行う。	継続
	○母子生活支援に関わるDV相談業務	福祉事務所	DV被害を受けた母子の一時保護措置、母子生活支援施設への入所措置等の対応となるが、府中警察署、西部子ども家庭センターとの連携が前提となる。いづれにせよ、DV被害者が相談しやすい環境整備（複数の専任相談員と専用回線の設置など）が必要となってくる。※（仮称）女性自立支援センターの設立	
	○DVによる児童虐待と判断される相談業務	児童課	一時保護の必要性があると判断される場合は、府中警察署、西部子ども家庭センターと連携して対応する。それ以外は、東部子ども家庭センターに連絡し指導を受ける。特に、継続した生活支援が必要な場合は、要保護児童対策地域協議会で連携し対応する。	
【施策の方向】 2. セクシュアル・ハラスメント（男性に対するものも対象）を許さない環境づくり				
新規事業	○「男女共同参画府中市職員行動計画」の推進（平成24年4月施行）※再掲	人事秘書課	セクシュアル・ハラスメントの防止及び排除に向けて、市職員に対する意識啓発を行い、要綱の制定や相談員を配置し、相談しやすい体制整備のために相談員の研修も行う。	新規

重点目標2 生涯にわたる女性の健康保持と増進

【施策の方向】 1. ライフステージに合わせた健康対策の推進

現行事業	○母子健康手帳交付事業	保健課	母子保健法に基づき、妊娠届け出者に対して母子健康手帳を発行。発行時、妊婦・乳幼児に対する保健事業の紹介や必要者に保健指導を実施。	継続
	○妊婦健康管理事業（妊婦一般健康診査等）		母子健康手帳の発行時、妊婦一般健康診査等の受診券を発行し、疾病の早期発見と安全な出産を支援する。	
	○健康増進事業（女性特有のがん検診）		子宮がん（20・25・30・35・40歳）、乳がん検診（40・45・50・55・60歳）の女性に自己負担無料のクーポン券を発行して実施。平成24年度は継続。	
	○健康増進事業（骨粗しょう症検診）		40・45・50・55・60・65・70歳の女性に骨粗しょう症検診を実施。	
	○健康増進事業（がん検診、歯周疾患検診、特定健康診査・特定保健指導等）		がん検診、歯周疾患検診は健康増進法により実施。特定健診は高齢者の医療の確保に関する法律により実施。（別紙資料①料金表の対象者に実施）	
	○平成23年度・24年度文部科学省人権教育開発事業（2ヵ年事業）※再掲	学校教育課	「府中市人権教育・啓発指針」に基づき、人権教育を「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」とする定義のもと事業を推進する。学校における人権教育に関する指導方法の改善及び充実に資することを目的に実践的な研究を実施し、人権教育の一層の推進を図るものである。	平成24年度で事業終了
【施策の方向】 2. 性に関する健康と権利に関する理解の啓発				
現行事業	○府中市国民健康保険：出産育児一時金支給制度	医療国保課	被保険者が安全で満足できる出産の選択権や、これに係る出産費用の経済的支援を目指したこの制度の拡充を図ることにより女性の健康づくりを支援する。42万円/件	継続
	○平成23年度・24年度文部科学省人権教育開発事業（2ヵ年事業）※再掲	学校教育課	「府中市人権教育・啓発指針」に基づき、人権教育を「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」とする定義のもと事業を推進する。学校における人権教育に関する指導方法の改善及び充実に資することを目的に実践的な研究を実施し、人権教育の一層の推進を図るものである。	平成24年度で事業終了

重点目標3 高齢者の生きがいがづくりと介護支援による女性の家族介護負担の軽減				
【施策の方向】 1. 高齢者の自立支援				
現行事業	○地域包括ケア体制の充実	福祉事務所	高齢化率が30%を超える中、介護、医療、予防、住まい、生活支援を一体的、継続的に提供する、地域包括支援センター（長寿サポートセンター）を中心としたマネジメント体制の構築が急務である。	継続
	○地域優良賃貸住宅	整美保全課	民間が建築するとき、高齢者対策に係る費用の一部を補助する。	
【施策の方向】 2. 高齢者の生きがいがづくりの推進				
現行事業	○府中市国民健康保険： 人間ドック（婦人科健診）費用助成事業	医療国保課	府中市国民健康保険に加入する40歳から74歳の被保険者を対象に、高額なドック検診費用の7割を助成することでドック健診を推奨し、病気の早期発見早期治療により、安心して健康な高齢者の生きがいがづくりを支援する。	継続
	○元気回復事業	福祉事務所	要介護1以上の介護者を抱える家族に、精神的にリフレッシュしていただくとともに、介護をしている者同士で悩みや思いを話すことにより、介護者のつながりを作る。	
重点目標4 男女の性差に応じた的確な医療の推進				
【施策の方向】 1. 男女の性差医療に対する知識の普及				
現行事業	○教科指導等による基本的意識の定着	学校教育課	保健体育科を中心とした教科指導等を通して、異性の尊重などの性に関する適切な態度や行動、健康の保持増進や疾病予防の役割を担っている保健、医療機関を有効利用し理解を深める。	継続
【施策の方向】 2. 母と子の健康保持と増進				
現行事業	○母子健康手帳交付事業	保健課	母子保健法に基づき、妊娠届け出者に対して母子健康手帳を発行。発行時、妊婦・乳幼児に対する保健事業の紹介や必要者に保健指導を実施。	継続
	○妊婦健康管理事業（妊婦一般健康診査等）		母子健康手帳の発行時、妊婦一般健康診査等の受診券を発行し、疾病の早期発見と安全な出産を支援する。	
	○健康増進事業（女性特有のがん検診）		子宮がん（20・25・30・35・40歳）、乳がん検診（40・45・50・55・60歳）の女性に自己負担無料のクーポン券を発行して実施。平成24年度は継続。	
その他・追加事項等				
新規事業	○男性のための「家族介護教室」	福祉事務所	平成24年度から、家族を看護する男性に対して、看護指導はもとより、介護うつといった状況に陥らないようメンタル面を支える等の取組を行う。	新規